

政務活動費の手引き（素案）に対するパブリックコメントの意見及び回答

募集期間：平成27年8月15日～平成27年9月3日

応募件数：12件（3名）

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	政務活動費について、毎月、収支報告書を公開すること。	<p>政務活動費の手引き（素案）（以下「手引き(素案)」という。）に以下の理由により反映いたしかねます。</p> <p>理由：政務活動費は、収支報告書のほか領収書、会計帳簿の写しその他支出を証する書類を整え、翌年度の4月30日までに議長へ提出することとしています。また、提出された書類は7月1日から弘前市議会ホームページで公開することとしています。（47ページ条例第7条第1項第2項、59ページ要綱第10条第1項）</p> <p>政務活動費の収支は毎月あるとは限らず、また、支出については全ての領収書を提出することとしている等、整備すべき書類も多くなっていることから、整理する期間を設ける必要があり、収支報告書を毎月公開することは難しいものと考えております。</p>
2	アイデアポストへ投函	市内に住所がある人	政務活動費が不要の場合、市に返還すること。その場合、会派名、議員名を公開すること。	<p>ご意見として承ります。</p> <p>理由：政務活動費が不要の場合は、政務活動費の交付を受けないことも可能です。政務活動費の交付を受けようとする時は、政務活動費交付申請書を提出することとしています。（51ページ規則第2条第1項）</p> <p>また、政務活動費に残余がある場合は、返還することとしています。（47ページ条例第8条）</p> <p>なお、政務活動費は、収支報告書のほか領収書、会計帳簿の写しその他支出を証する書類を整え、翌年度の4月30日までに議長へ提出することとしています。提出された書類は7月1日から弘前市議会ホームページで公開することとしており、会派名、議員名を確認することができます。</p>
3	FAX	市内に住所がある人	財政難であることから、政務活動費復活に反対である。	<p>ご意見として承ります。</p> <p>理由：地方自治法第100条第14項には「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定されております。</p> <p>市議会においても、議員報酬の削減に応じているほか、議会制度等調査特別委員会において協議を重ね、議員数を削減するなど、市の財政状況を斟酌し、議会運営をしてきております。</p> <p>政務活動費により、より一層、市民福祉の向上と市勢伸展に寄与するための活動を行なうものです。ご理解いただきたいと考えております。</p>
4	FAX	市内に住所がある人	市民に一切の説明もなく、政務活動費を議員側から復活させようというのか。	
5	FAX	市内に住所がある人	議員の報酬に議員活動費は含まれていることから、政務活動費復活に反対である。	

6	F A X	市内に住所がある人	パブリックコメントの資料が厚く、文章もわかりにくい。役所用語が多く、一般の人には読みにくい。また、広報に掲載されてから、締切りまでの期間が極端に短い。	ご意見として承ります。 理由：手引き（素案）は、政務活動費を議員が使用する際に注意すべき事などを記載していることから、ページ数が多くなったものです。 今後は、わかりやすい文章に努め、また、パブリックコメントの期間につきましても、検討課題とさせていただきますのでご理解いただきたいと考えております。
7	Eメール	市内に住所がある人	かつて市の財政状況を斟酌して政務調査費を廃止した経緯がある。経済状況が好転したとはいえない中で、政務活動費を設けることについて、市民に対し合理的な理由を付して説明することが必要である。	ご意見として承ります。 理由：平成24年度の地方自治法改正により、政務調査費の名称は政務活動費となり、交付目的に「その他の活動」を追加し、政務活動費の範囲を拡充することができることになりました。 また、地方自治法第100条第14項には「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定されております。 市議会においても、議員報酬の削減に応じているほか、議会制度等調査特別委員会において協議を重ね、議員数を削減するなど、市の財政状況を斟酌し、議会運営をしてきております。 今後、政務活動費により、より一層、市民福祉の向上と市勢伸展に寄与するための活動を行なうものですので、ご理解いただきたいと考えております。
8	Eメール	市内に住所がある人	今回、会派支給としたことについて、理由の説明を求める。	ご意見として承ります。 理由：地方自治法第100条第14項に「その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と規定されております。 弘前市議会基本条例第15条には、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる」と規定されており、その会派は、市政の調査研究を行い、市長等に対して、政策提案等を行うよう努めるものとしております。また、弘前市議会運営申し合わせ事項には、会派に必要な事項も定めております。 これらの趣旨を踏まえて、政務活動費調査検討委員会で協議し、会派として、より一層、市政の調査研究を行い、市長等に対して、政策提案等を行うために、政務活動費を会派に支給することとしたものです。

9	Eメール	市内に住所がある人	政務活動費が真実どのように支出されたのか、その使途の透明性をいかに確保するのかということに市民の関心は高く、議会としても対応が期待される。	ご意見として承ります。 理由：手引き（素案）では、政務活動費は、収支報告書のほか領収書、会計帳簿の写しその他支出を証する書類を整え、翌年度の4月30日までに議長へ提出することとしています。また、提出された書類は7月1日から弘前市議会ホームページで公開することとしています。 今後も、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。
10	Eメール	市内に住所がある人	「政務活動報告書」の書式に、弘前市政との関わりを確認するためにも「目的」及び「成果（結果）」を記載する欄を設けるべきである。	ご意見として承ります。 理由：手引き（素案）では、「調査視察等終了後、報告書等を作成する際には、調査視察等の目的をどのように達成し成果を得たか等について可能な限り詳細に記載するもの」としています。（11ページ） このことから、「政務活動報告書」には、「目的」及び「成果（結果）」が記載されるものと考えております。
11	Eメール	市内に住所がある人	「調査研究委託」について、委託の目的、委託しなければならないことの理由、委託により取得した成果（結果報告）を情報公開の対象とするべきである。	ご意見として承ります。 理由：手引き（素案）では、「調査研究を委託する場合は、契約書等の書面により相手方と契約することとし、委託の目的・内容、委託期間、委託料、成果品の納入等について明確にしておく」「収支報告書の提出時には、契約書の写し及び成果品1部を添付」することとしています。（11ページ、12ページ） このことから、委託の目的、委託しなければならないことの理由、委託により取得した成果（結果報告）は情報公開の対象となるものです。
12	Eメール	市内に住所がある人	提出された収支報告書等は市ホームページで公開するとしているが、閲覧は請求しなければできず、請求権者についても「(1)市内に住所を有する者」「(2)市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人」に限定しており、整合性に欠けている。	一部、手引き（素案）に反映いたします。 理由：いただいたご意見のとおり、請求権者につきましては、限定せず、どなたでも請求できることといたします。 なお、閲覧する際、請求しなければならないことにつきましては、開示請求対象に個人情報等、弘前市情報公開条例第7条各号に規定されている不開示情報が含まれていないか確認をした後、閲覧に供するものですので、ご理解いただきたいと思います。